

生活保護法・中国残留邦人等支援法による施術機関の申請・届出のご案内

新潟市福祉総務課保護室

下記のような事項が生じた場合は、福祉事務所又は福祉総務課に届出書を提出してください。

届出書類は、新潟市のホームページよりダウンロードができます。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>生活保護>生活保護法指定施術機関・指定助産機関について

※施術機関の指定は、施術者ごと、種別ごとの指定となります。

	指定申請	誓約書	廃止届	変更届	添付書類				
(1) 新規申請	① 下記団体に加入している施術者が指定を受ける場合 ・柔道整復師 …新潟県柔道整復師会 ・あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師 …新潟県鍼灸マッサージ師会				○	○			施術者の免許証の写
	② ①の団体に加入していない施術者が指定を受ける場合 ※指定には個別契約が必要となりますので、申請書及び添付書類を新潟市役所福祉部福祉総務課保護室までご持参下さい。(郵送不可)				○	○			・施術者の免許証の写 ・施術所の開設届の写 ・施術者の身分証明書の写 (運転免許証、身体障害者手帳等顔写真付きのもの)
(2) すでに指定を受けている場合	・施術者の居住地の変更(転居) ・施術所の名称や所在地の変更 ・施術者の氏名の変更(苗字の変更等) ・指定施術者の居住地が地番整理等により変更された場合							○	
	・指定施術者が業務を中止した場合 ・指定施術者が死亡した場合						○		
	・諸事情により、当該業務を休止した場合				休 止 届				
	・業務を休止した施術者が業務を再開した場合				再 開 届				
	・指定施術者が他法による処分を受けた場合				処 分 届				
	・生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定を辞退する場合(30日以上予告期間が必要です。)				辞 退 届				

【お問い合わせ先】
 新潟市役所 福祉部福祉総務課保護室
 TEL: 025-226-1178(直通)